

(様式2)

令和 年 月 日

## 受入れに係る誓約書

岡山県美作県民局長 殿

(受入希望者)

住所

氏名

(法人の場合は主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

このことについて、令和8年7月1日付け美作局第464号の建設発生土の受入れの公募に係る建設発生土の受入れについて、下記のとおり対応することを誓約します。

### 記

#### 1 応募資格に関すること

##### (1) 建設発生土の受入地の要件

ア 建設発生土受入地は、土地の区画及び形質の変更に必要な関係法令等の許認可をすべて受けています。また、許認可等の手続きに漏れがあっても、岡山県に対し一切の責任を求めません。 (公告3(2)イ)

##### (2) 建設発生土の受入れ要件

ア 受け入れた建設発生土については、売却や転用を行いません。

(公告3(3)ア)

イ 建設発生土受入地において、建設発生土の荷下ろし後は、申込者の責任において管理します。また、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合は、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。 (公告3(3)イ)

ウ 建設発生土受入地周辺に溢水、汚水等による周辺環境への影響があった場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。 (公告3(3)イ)

エ 建設発生土受入地の造成等に必要な敷均し及び転圧、構造物の設置等は申込者の責任において実施し、これらの費用は、申込者が全て負担します。

(公告3(3)エ)

オ 建設発生土の搬入時期及び搬入時間は、建設発生土が発生する岡山県〇〇県民局発注工事の建設発生土の搬出に合わせて受入れします。 (公告3(3)オ)

カ 建設発生土は、発生した状態で受入れし、県が行う通常の発生土処理の工程以外の分別作業を求めません。 (公告3(3)カ)

キ 受入希望申込書で受入れを希望する建設発生土量は、最大受入希望土量であり、最

大受入希望土量以下であっても受入れが可能です。

(公告 3 (3) キ)

2 その他の留意事項に関すること

ア 建設発生土受入地外の道路について、次のとおり対応します。

- ・国道や県道等から受入地に至る道路について、残土搬入による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は申込者の責任において行います。
- ・建設発生土運搬車両が建設発生土受入地から出る際に、タイヤに付着した土砂等により周辺の道路を汚さないよう、タイヤ洗い場を設置する等の措置を講じます。

(公告 7 (3) )

イ その他、受入地が公募条件に合わなくなった場合は、速やかに報告します。

(公告 7 (5) )